

平成24年4月1日から

運転経歴証明書が改正されました！

改正された経歴証明書は、身分証明書としての機能が充実しました。

- ① 住所変更等記載事項変更ができます。
- ② 紛失等の際は、再交付申請もできます。
- ③ 銀行等において本人確認書類として期限なく利用できます。



注：平成27年7月28日から県下の警察署及び警察庁舎（いの庁舎を除く。）どこでも手続きができることとなりました。ただし、受け取りも手続き場所となります。

1 運転免許返納手続き

加齢による身体機能の低下などの理由から、運転免許の取消（返納）をご本人が希望する場合は、公安委員会に申請することで運転免許を取り消すことができます。

ご本人が運転免許証をご持参のうえ、手続きをしてください。

なお、運転免許の取消（返納）手続きが受理された場合は、以後車等の運転ができませんのでご注意ください。

2 運転経歴証明書

・ 交付申請等

申請による運転免許の取消（返納）をした方は、取消申請した日から5年以内であれば、運転経歴証明書の申請をすることができます。新運転経歴証明書は、記載事項変更や再交付もできることとなりました。

・ 経過措置

平成24年4月以前に旧運転経歴証明書を受けていた方も、再交付をすることができます。ただし、取消申請をしてから5年以上経過している方は、旧運転経歴証明書を持っている方に限ります。

○ 運転経歴証明書の申請手続きに必要なもの

区 分	必要なもの
交付申請 (新しく運転経歴証明書の申請をする場合)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許証又は取消通知書 ○ 手数料1,000円 ○ 印かん ※ 取消申請と同時に運転経歴証明書の交付申請をしない場合は、<u>住民票等</u>が必要 ※ 運転免許証を紛失している場合は、<u>運転免許証</u>の再交付手続きが必要 ※ 高知、高知南、高知東署に申請をする場合は、写真1枚必要
再交付申請 (紛失等により運転経歴証明書を作り直す場合)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 写真1枚 ○ 身分の確認できるもの(保険証、住民票等) ○ 手数料1,000円 ○ 印かん
記載事項変更届 (運転経歴証明書の氏名、住所が変わった場合)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 氏名変更のとき～本籍を省略していない住民票 ○ 住所変更のとき～住所、氏名を確認できる書類(保険証、住民票等)

写 真	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景であり、縦3cm×横2,4cmのサイズで鮮明なもの。 ・ 白黒、カラーどちらでも可。
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○ 受付時間・場所

月曜日から金曜日

受付場所	受付時間	交付時間
運転免許センター	9:30～11:00 13:00～15:30	概ね1時間後
警察署等(いの警察庁舎を除く。)	8:30～11:00 13:00～16:00	概ね4週間後

注：土曜日・日曜日・祝日・振替休日・年末年始はいずれの場所でも手続きできません。

○ 旧運転経歴証明書について

平成24年4月以前の旧運転経歴証明書の交付を受けている方は、新運転経歴証明書の交付を再交付申請をすることで受け取ることができます。

区 分		必要なもの	備 考
取消申請から5年以上経過	旧運転経歴証明書を所持している場合のみ、新運転経歴証明書の再交付可	○ 旧運転経歴証明書（紛失の場合は除く。） ○ 手数料1,000円 ○ 写真1枚 ○ 印かん	旧運転経歴証明書所持の場合、引換え交付
取消申請から5年以内	旧運転経歴証明書を紛失している場合でも新運転経歴証明書の再交付可		

○ 警察署での運転経歴証明書の交付申請について

運転免許の取消申請及び運転経歴証明書に関する申請については、平成27年7月28日から県下どこの警察署及び警察庁舎（いの庁舎を除く。）でも手続きができることとなりました。ただし、経歴証明書は約4週間後、手続きの場所での受け取りとなります。

また、高知、高知南、高知東署には撮影装置がないため、写真を1枚ご持参していただき、その写真を使用して運転経歴証明書を作成します。

写 真	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景であり、縦3cm×横2,4cmのサイズで鮮明なもの。 ・ 白黒、カラーどちらでも可。
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○ 免許センターでの運転経歴証明書の交付申請について

免許センターで申請された場合は、写真は不要です、ただし、申請者が希望される場合は持参された写真で作成できます。経歴証明書は即日交付となります。

運転免許の返納手続きのお問い合わせ先
 吾川郡いの町枝川200番地 運転免許センター
 免許係 電話 (088) 893-6001 (8:30~17:15)